

滋賀県知事 嘉田由紀子 様
滋賀県農林水産部畜産課
課長 鶴飼 重明 様
滋賀県食の安全推進対策室
室長 山中 幾治 様

**「アーク・エンジェルズ」林俊彦代表による薬事法違反に対して
速やかな調査と、告発を含む厳正なる処分を求める要望書**

私たちは、「動物愛護団体・アーク・エンジェルズ」林俊彦代表による、犬の多頭飼育施設「滋賀シェルター」での、感染症の犬を含む犬の多頭飼育に反対する、高島市今津町の伊井・酒波区をはじめとする近隣区住民と高島市の市民団体です。

すでに、ご承知の通り、昨年2月にアーク・エンジェルズと称する団体が、当地に「滋賀シェルター」なる犬の多頭飼育施設を建設する計画が明らかになって以来、私たち地元住民は「アーク・エンジェルズ進出反対期成同盟」を結成し、アーク・エンジェルズ林代表による人畜共通感染症の感染犬の持ち込みと、犬の多頭飼育施設の建設に反対してきました。そして、過去5回に渡りアーク・エンジェルズ林代表との話し合いを行ってまいりましたが、明確な合意書等を交わすことなく、また、「動物愛護管理法」に基づく県への「登録」をはじめ、施設の設備工事、獣医師や動物取扱責任者等の配置もなさないまま、アーク・エンジェルズ林代表は、昨年11月27日に一方的に犬の施設への搬入を強行、その後もなし崩し的に感染症感染犬を含む犬の持ち込みを続け、12月9日開所式と譲渡会を開催、「滋賀シェルター」における犬の多頭飼育業務を開始するに至りました。現在約50匹の犬を飼育させておりますが、昨年の11月27日以来糞尿及び消毒・シャンプー等の汚水は何ら処理することなく地下浸透、垂れ流し状態で、犬の鳴き声をはじめ、施設からの数匹の犬の逃亡、また、林代表自ら数匹の犬を連れて施設の外へ散歩させるなど「動物愛護管理法」はおろか、これまでの話し合いの中で約束していたことすら守っておりません。

そのような状況の中、昨年11月中旬よりYAHOO!オークションにおいて「薬事法」に抵触する「ホスティーンS」と呼ばれる動物用医薬品を含む、動物用物品を継続して販売してきた事実が判明致しました。そして、落札された物品の発送元が、当地「滋賀シェルター」所在地、高島市今津町酒波字西野1186-2になっており、「滋賀シェルター」施設を拠点にして、施設内に貯蔵されている動物用医薬品を販売していたことは間違いなく、私たち地元住民として、このアーク・エンジェルズの林俊彦代表の行為を断じて見過ごすことはできません。また、道義的にも、このような動物愛護団体にあるまじき行為を絶対に許すことはできません。よって、「薬事法」に基づく監視指導官庁である滋賀県に対しまして、以下の項目について要望いたします。

1. この度のアーク・エンジェルズ林俊彦代表による「薬事法違反」に対しまして速やかな調査と、告発を含む厳正なる処分を強く要望いたします。
2. 同時に、他の担当部署とも連携し、当「滋賀シェルター」施設が、「動物愛護管理法」に基づき、法の定めに従って施設の整備、運営がなされ、動物用医薬品等の使用、保管及び管理がどのようになされているか、その実態について厳格に調査することを要望いたします。
3. 「薬事法」違反に対する厳正な処分とともに、「動物愛護管理法」に基づいて、県への「登録申請」と法の遵守を厳格に指導、監督していただくよう強く要望いたします。

以上

なお、以上3項目につきまして、所轄官庁との協議結果並びに、各々の要望事項に対する県としての対応につきまして、書面によりご回答を早急にお願い申し上げます。

2008年1月18日

アーク・エンジェルズ進出反対期成同盟 会長 大森 六己

(伊井区・酒波区)

環境守るいまづの会 会長 松見 茂

特定非営利活動法人クマノヤマネット 理事長 中村 美重

針江生水の郷委員会 会長 美濃部武彦

近隣区住民代表

三谷区 区長 古谷 与一

平ヶ崎区 区長 松本 文男

構区 区長 三田村喜芳

北林区 区長 森川 福洋

望みの郷自治会 会長 三宅 勲